

社会福祉法人米沢弘和会一般事業主行動計画

策定日令和5年3月27日

全ての職員が仕事と家庭を両立させることができ、より働きやすいそいそ通い合える職場環境づくりの推進、及び女性が管理職として、さらに活躍できる雇用環境の整備を行うため、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間

2. 当法人の課題

- ①管理職に占める女性割合は現在40%で一定水準に達してはいるが、上位の部長級管理職においては在職者がいない。
- ②女性の割合が多い職場にあつて、管理職を目指す女性が少ない。
- ③男性職員の育児休暇取得者がいない。

3. **目標1**

『管理職（課長級以上）全体に占める女性割合40%以上を維持しつつ、前回、未達成であった女性の部長級職員の1名配置を目指す。』

取組内容

- | | | |
|------|------|---|
| 令和5年 | 6月～ | 女性職員が活躍し能力を発揮できる職場風土の醸成を図るとともに、主任及び課長級職員に対してキャリアアップに関する個別面談を実施する。 |
| 令和5年 | 10月～ | 管理職育成を目的とした主任級及び課長級研修プログラムの検討・決定 |
| 令和6年 | 4月～ | 主任級、課長級を対象としたキャリアアップ研修・講演会の開催（各研修年1回） |
| 令和7年 | 4月～ | 同上研修継続 |

目標2

『計画期間中において、女性職員の育児休業取得率100%を維持するとともに、男性職員1名以上の育児休業又は子の看護休暇・介護休暇取得を目指す』

取組内容

- | | | |
|------|------|---|
| 令和5年 | 6月～ | 育児休業及び子の看護休暇・介護休暇取得制度に関するリーフレット等の配布・掲示による全職員への制度周知、育児休業取得等相談窓口の開設、男性職員も育児休業等が取得しやすい職場内環境の整備 |
| 令和5年 | 10月～ | 男性職員を含めた対象職員への制度の個別周知と取得奨励 |